

別表

別途指定する悪質な法令違反	条文	罰条	罰 則
無免許運転 (加重処罰規定により適用されるものを含む)	道交法第 64 条 第 1 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
	自動車の運転に より人を死傷さ せる行為等の処 罰に関する法律 第 6 条	左同	省略
無免許運転 (車両等提供禁 止)	道交法第 64 条 第 2 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰金
無免許運転 (同乗禁止)	道交法第 64 条 第 3 項	道交法第 117 条の 3 の 2 第 1 号	2 年以下の拘禁刑又 は 30 万円以下の罰金
十六歳未満の者による特定小 型原動機付自転車の運転等の 禁止 (車両等提供禁止)	道交法第 64 条 の 2 第 2 項	道交法第 118 条第 1 項第 3 号	6 月以下の拘禁刑又 は 10 万円以下の罰金
酒気帯び運転等	道交法第 65 条 第 1 項	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 1 号、 第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金、 3 年以下の拘禁 刑又は 50 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (車両等の提 供禁止)	道交法第 65 条 第 2 項	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 2 号、 第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号	5 年以下の拘禁刑又 は 100 万円以下の罰 金、 3 年以下の拘禁 刑又は 50 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (酒類の提供 禁止)	道交法第 65 条 第 3 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号、 第 117 条の 3 の 2 第 2 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰 金、 2 年以下の拘禁 刑又は 30 万円以下の 罰金
酒気帯び運転等 (同乗の禁 止)	道交法第 65 条 第 4 項	道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号、 第 117 条の 3 の 2 第 3 号	3 年以下の拘禁刑又 は 50 万円以下の罰 金、 2 年以下の拘禁 刑又は 30 万円以下の 罰金

過労・薬物運転等	道交法第 66 条	道交法第 117 条の 2 第 1 項第 3 号、第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号	5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (無免許運転等下命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 1 号	道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (酒酔い・酒気帯び運転下命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 3 号	道交法第 117 条の 2 第 2 項第 1 号 道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号	5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (過労・薬物運転等下命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 4 号	道交法第 117 条の 2 第 2 項第 2 号 道交法第 117 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号	5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 3 年以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金
自動車の使用者の義務等違反 (乗車又は積載の制限等下命・容認)	道交法第 75 条 第 1 項第 6 号	道交法第 118 条第 2 項第 4 号 道交法第 119 条第 2 項第 4 号	6 か月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金 3 か月以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金
他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものとした者 ・第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為 ・第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為		道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

<ul style="list-style-type: none"> 第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為 第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為 第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為 第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為 第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為 第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為 第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為 		道交法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号	3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
危険運転致死傷	自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律 第 2 条	左同	人を負傷させた場合 15 年以下の拘禁刑 人を死亡させた場合は 1 年以上の有期拘禁刑

	自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律 第3条	左同	人を負傷させた場合 12年以下の拘禁刑 人を死亡させた場合は15年以下の拘禁刑
過失運転致死傷アルコール等 影響発覚免脱	自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律 第4条	左同	12年以下の拘禁刑